

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

七尾市長 茶谷 義隆

市町村名 (市町村コード)	七尾市 (17202)
地域名 (地域内農業集落名)	東三階・西三階地区 (東三階・西三階)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

東三階・西三階の農地の約2/3は、A、B、C、Dの認定農業者が集積、集約し、約1/3は一般農家が営農している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米が主要作物であり、一部の認定農業者は減農薬、減化学肥料栽培に取り組んでおり、米の市場価格、需要の高まり等見ながら有機栽培も視野に検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

ほ場整備後の農地、日本型直接支払交付金を活用し地域で保全管理に務めている農地、およびその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後も担い手を中心に集積を進め、団地面積の拡大を農業委員、農地最適化推進員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の貸付け意向があり、担い手も借り入れる意向があれば、農地バンクを通じて集積していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
西三階地区はすでに基盤整備事業完了済。東三階地区においては現在基盤整備事業を進めており、令和9年度完了予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な人材を募り、意向を踏まえながら担い手として育成することに努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業を受託する業者があれば必要に応じて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵等の整備を進めていく。
- ⑦日本型直接支払交付金を活用し、地域で農地保全・管理に務める。